

政令第一四八号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第七号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること（外事情報部の所掌に属するものを除く。）。

八 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること（外事情報部の所掌に属するものを除く。）。

第三十八条第一号中「、整理」を「及び整理」に改め、「関すること」の下に「警備企画課及び」を加え、同条第二号中「関すること」の下に「警備企画課及び」を加える。

第四十条第三号及び第四十一条第一号中「、整理」を「及び整理」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

警察運営の一層の適切かつ効率的な遂行に資するため、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報に関する事務等を警察庁警備局公安課の所掌から同局警備企画課の所掌に変更する必要があるからである。